

全農薬通報

No.275

平成23年10月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・行事報告
- ・組合員の動き等

◎主な行事予定

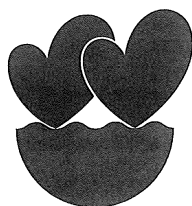
- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬業厚生年金基金
- ・植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・平成23年度植物防疫地区別協議会日程
- ・東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる除草剤散布の指導について
- ・平成23年産米穀の飼料利用について
- ・病虫害発生予報第8号
- ・平成24年度予算概算要求の概要（農産安全管理課・植物防疫課）

◎全農薬ひろば

- ・ゼロシア（ノゲイトウ）



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 「農薬ゼミ」共催団体打合せ会議

- ・日時：平成23年9月1日（木）11：00～12：00
- ・場所：農薬工業会 会議室
- ・議事：
 - ① 「農薬ゼミ」の開催計画について
 - ② 農薬工業会の広報関連活動について
 - ③ その他
- ・出席団体：農薬工業会（主催）、全国農業協同組合（肥料農薬部）、（社）日本植物防疫協会、（社）農林水産航空協会、（財）残留農薬研究所、（財）日本植物調節剤研究協会、（社）日本くん蒸技術協会、（社）緑の安全推進協会、全農薬（堀江専務、宮坂技術顧問）

2. 植物防疫シンポジウム

「植物検疫と残留農薬規制をめぐる内外の情勢」

- ・日時：平成23年9月8日（木）13：00～17：30
- ・場所：日本教育会館「一ツ橋ホール」
- ・主催：社団法人 日本植物防疫協会



○開会の挨拶をする山口理事長

我が国への農産物の輸入のみならず我が国からの農産物の輸出機会の増大に伴い、病虫害の侵入に対する監視体制や残留農薬に係る規制に対する関心が世界的に高まっている。

本シンポジウムでは、日頃知る機会が少ない、これら植物検疫と残留農薬に関する内外の仕組みの現状や最新の動向を紹介する。

・プログラム：

「植物検疫制度をめぐる内外の動向について」

農林水産省 消費・安全局植物防疫課検疫対策室 福嶋 正人 氏

「農産物輸出入と植物検疫をめぐる現状と課題」

農林水産省 横浜植物防疫所 小野 仁 氏

「残留農薬に係る内外の規制動向」

農林水産消費安全技術センター 農薬検査部 早川 泰弘 氏

「青森県におけるりんごの輸出と病虫害対策」

青森県産業技術センター りんご研究所 櫛田 俊明 氏

- ・出席者：全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）



概要

(社)日本植物防疫協会は9月8日都内千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールにて、「植物防疫と残留農薬規制をめぐる内外の情勢」のテーマでシンポジウムを開催した。農産物貿易の増大に伴い、国際間での病虫害の蔓延防止や残留農薬に係る規制への関心が高まっており、これら植物検疫や残留農薬に関する内外の仕組みの現状や動向について講演が行われた。国や都道府県の行政・試験研究機関、大学、JA、農薬企業、関係団体など約400人が集まった。

3. 第26回報農会シンポジウム

・日時：平成23年9月28日(水) 10:15～15:00

・場所：「北とぴあ」つつじホール(東京都北区王子1-11-1)

・次第

開会 10:15～10:30 挨拶 理事長 上路 雅子

講演 10:30～11:10 種苗検疫の現状と課題 農林水産省横浜植物防疫所 古澤 幹士

11:10～11:50 種苗生産・流通における病虫害管理 (株)カワの对外 加来 久敏

13:00～13:30 ウメ輪紋ウイルスの発生と防除 法政大学生命科学部 西尾 健

13:30～14:00 カンキツグリーンング病の発生と防除

(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所 岩波 徹

14:00～14:30 ウリ類退緑黄化病の発生と防除

熊本県農業研究センター

行徳 裕

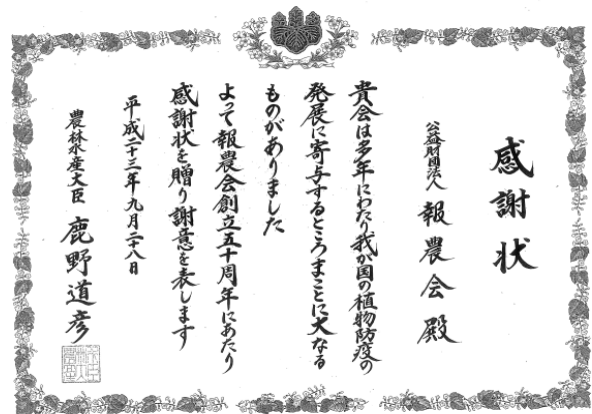
14:30～15:00 ウリ類果実汚斑細菌病の特徴と防除体系

(独)農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所 白川 隆

・出席者：堀江専務理事、宮坂技術顧問



○シンポジウムの開催に当たり上路理事長は「今回のシンポジウムは海外各国との生産物輸出入の動きも活発になり、また、気候変動により病虫害の生息域の変化等により今まで国内で発生の無かった種子や苗による新たな病虫害の侵入等蔓延のリスクが増大しているため、『昆虫や種苗が蔓延させる病虫害の脅威』をテーマに決めたとし、今後の侵入病虫害管理を展望する」と挨拶した。なお、各方面からの関係者約300人の参加があった。



○農林水産大臣からの感謝状

4. 報農会創立50周年記念式典

- ・日時：平成23年9月28日（水）15：10～19：00
- ・場所：「北とぴあ」つつじホール（東京都北区王子1-11-1）
- ・記念式典 15：10～16：50
 - 功績者表彰式 15：20～15：35
 - 記念講演 15：50～16：50
 - 「ものづくりと生命、食糧、環境」
 - 帝京平成大学教授・東京大学名誉教授 北原 武氏
- 祝賀会 17：00～19：00（16階「天覧の間」）
- ・出席者：青木理事長、松木理事相談役、堀江専務理事、宮坂技術顧問



○祝辞を述べる福盛田植物防疫課長

○受賞者、受章者の皆さん

○公益財団法人報農会創立50周年記念式典来賓祝辞

この度、公益財団法人報農会が創立50周年を迎えられ、このように盛大に記念式典を挙行されたこと、誠におめでとうございます。本日、農林水産大臣からは、報農会のこれまでの植物防疫の学術や技術の振興への多大なる御貢献に対し、感謝状を贈らせていただきました。

報農会のこれまでの御発展に尽力されてこられた役員、事務局の皆様、事業を支えてこられた先輩諸氏に深く敬意を表します。益々の御発展をお祈りいたします。

報農会の事業は、その設立の思想、精神を基本に、植物防疫専攻者への育英資金の提供、農家子弟への奨学資金の提供、功労者の表彰、シンポジウムの開催等を通じて、植物防疫に関する専門家の育成、技術の向上に貢献してこられました。その中で、報農会の奨学金を得て、多くの若者が、国、都道府県、企業等植物防疫関係の組織で活躍しています。また、表彰事業につきましても、昭和 61 年度に創設以来、本年度までに約 90 人の方々が表彰を受けられていると伺っております。着実なる事業の進展に敬意を表します。本日、受賞された 5 名の方々は、それぞれ大学、県の農業試験研究機関、行政機関、企業において、病害虫の予察調査や防除、農業に関する試験研究や技術開発に素晴らしい業績を残された方々であります。ご活躍された分野はそれぞれであります。皆様の業績は、現在なお植物防疫の基盤を成すものであり、心より敬意を表す次第であります。また、多くの方々が、創立 50 周年にあたり感謝状を受章されました。誠におめでとうございます。

私どもが携わっております植物防疫事業は、植物検疫と病害虫防除、すなわち、海外からの病害虫の侵入防止と、国内における病害虫の蔓延防止、被害の発生防止が車の両輪のごとく連携して国内農業生産の安全を支えています。

植物検疫では、我が国へ輸入される植物の種類や輸入国の多様化により、病害虫の侵入リスクが高まっていることから、水際での輸入検査において、植物防疫官が日々検査に取り組んでいます。特に、本日のシンポジウムのテーマであります種苗の検疫は重要な課題であり、9月に施行した新たな輸入植物検疫の強化策の中で、確実な検査に取り組んでいるところです。他方、国内の病害虫防除においては、温暖化の影響等による被害発生態様の変化や難防除病害虫の発生等に対し、最新の発生情報や防除技術情報を入手して対応していく必要性が高まっております。

食料自給率や品質の向上を目指す中で、病害虫防除に関する研究開発のニーズは絶えることはありません。生産現場では技術改良の工夫や、若い世代の取り組みが期待されております。報農会の事業役割に益々期待するものです。また、本日、受賞された皆様の業績は、防除対策に関する技術確立の礎となっているものです。改めて、御功績に敬意を表します。

最後に、報農会の事業が、この 50 周年を契機として、今後とも我が国の植物防疫の技術の発展と農業後継者の育成に貢献されることを切に願い、甚だ措辞ではありますが、お祝いの言葉とさせていただきます。

50 周年記念式典、並びに、功労者の受賞、感謝状の受章、誠におめでとうございます。

農林水産省植物防疫課長 福盛田 共義

5. 第 75 回植物防疫研修会

- ・日時：平成 23 年 10 月 3 日（月）～7 日（金）
- ・場所：（社）日本植物防疫協会会議室
- ・人数：29 名（全農業関係者）
- ・研修生全体：65 人



○開校式で挨拶する山口理事長



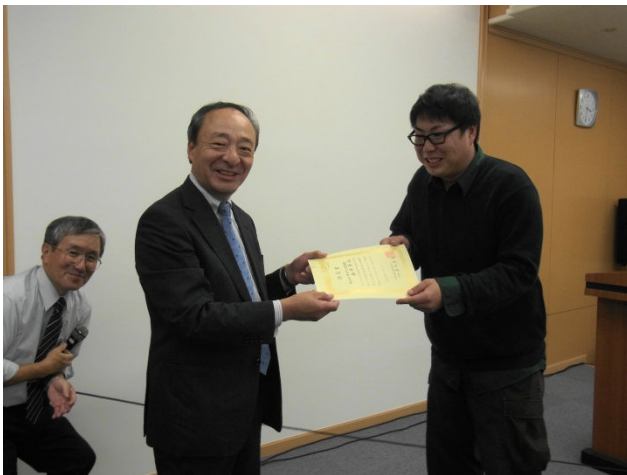
○挨拶する永田研修委員長



○主催者の挨拶に熱心に聴き入る研修生



○挨拶する田中安全協会長



○満点を取りご機嫌な全農薬の組合員



○満点で表彰された UPL 社員

（１）植物防疫研修会の歴史

- 昭和４８年７月、全国農薬協同組合（全農薬）企画委員会「全農薬の組織、運営に関する提案」の中で、「全国農薬安全協会の設立」、「全農薬防除指導員（仮称）養成認定要綱（案）」が提案され、組合員子弟、従業員及び関係者の教育とその技術の効果的利用を考え、「農薬安全コンサルタント」の養成が提案された。
- 全農薬では昭和４５年より組合員社員研修会（５～６日間）を毎年実施していたが、昭和４９年（１９７４年）１０月から（社）日本植物防疫協会に依頼し、組合員の従業員を対象に、植物防疫についての正しい知識と農薬安全使用等について、行政機関、試験研究機関、大学、関係団体の専門家を講師に招き、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、植物防疫研修会を合宿制により年２回（１０～１２日間）開催する事とした。（当時の（社）日本植物防疫協会理事長故堀先生が全面協力、遠藤常務、斎藤総務部長のご指導によるところも大。）
- 第１８回（昭和５８年１月）から「農薬工業会」会員会社も加わり、その修了者は全農薬組合員で３０００名以上、工業会会員を加えると４５００名を突破している。
- この間、毎回５０～８０名の研修生が参加。
- 平成１０年からは、研修全般を（社）日本植物防疫協会が担当。
- 平成２１年の「第７０回植物防疫研修会」から、「国立オリンピック記念青少年総合センター」の諸事情もあり、研修会場を（社）日本植物防疫協会牛久研究所に移し、４泊５日で６０名程度の規模で実施。
- 平成２３年からは場所を都内北区中里の（社）日本植物防疫協会本部に移し、研修受講者の範囲を全農薬、農薬工業会、両会員に限らず広く一般からの受講も可能にし、６５名程度で実施。
- 全農薬は本研修会修了者に対して、「農薬安全コンサルタント」の認定を行い、認定証書を交付している。また平成９年度（１９９６年）より修了者全員に対し、「緑の安全管理士（農耕地分野）」を（社）緑の安全推進協会から交付している。
- 平成２３年（２０１１年）１０月７日には第「**７４回植物防疫研修会**」を終了した。

（２）研修内容

- 研修期間は、４泊５日で実施。（当初は１０泊１１日、６泊７日の時代もあったが平成２１年「第７０回植物防疫研修」から４泊５日。）
- 現行のカリキュラム、
 - ①行政、関係法規、環境動態、製剤、散布技術、危被害防止、作物別病害虫・雑草の講義、植物成長調整剤、生物農薬、無人ヘリ等。
 - ②安全性評価等の講義
 - ③その他自主研修
 - ④終了試験

（３）研修会修了者（農薬安全コンサルタント）及び安全協活動に期待すること

- 地域での農薬安全推進運動、技術指導販売、農家への農薬使用基準遵守の徹底
- 変化する業界、行政に対応する日々の勉強、研鑽。
- 農薬使用者を中心とした農薬の安全使用“一声運動”に加え、食の安全性確保、環境への配慮を考慮した活動。

- 消費者への情報提供が必要。
- 生産者への更なる農薬に関する情報提供が必要。

(4) 今後の研修会に望むもの

- 修了者の公的資格認定制度
- 研修者の再教育

(5) 環境重視政策（有機農業法、GAP 制度、IPM 制度等）が推進される中で、安全協活動のあり方と今後の研修内容をどう考えたらよいか。

- GAP 制度、IPM 制度を十分理解し、生産者に分からせる方法について。
- 有機農業法の施行、ポジティブ制度との関係を農薬使用者に理解させ、飛散防止対策の必要性和散布時に近隣圃場と連絡をとる体制の確立。
- 農薬使用者に使用する農薬の登録内容、使用基準（濃度、使用時期、使用回数等）の情報いかに効率よく伝えられるか。（インターネットの活用等）
- 病害虫の大量発生時の広域防除のあり方等について。

以上

(参 考)

植物防疫研修会運営方法の推移

- 昭和 49 年から昭和 55 年 北原 敏（全農薬）：（社）日植防と協議し、研修会の運営、講師・カリキュラムを日植防が担当、事務局・生活面を全農薬が担当。
- 昭和 55 年から昭和 61 年までは、河野達郎（全農薬）：カリキュラムの作成、講師依頼初代植物防疫研修委員会委員長を全農薬で実施。日植防：箕島部長 全農薬：良知課長（昭和 60 年から平成 7 年）
- 昭和 62 年から平成 10 年 岩田俊一（全農薬）：同 上
- 平成 10 年から平成 22 年まで 村井敏信（元野菜茶業試験場長（学識経験者）、日植防理事）村井委員長以降、研修会の運営全般を（社）日植防が担当。
- 平成 22 年から永田徹（元農林水産省農業環境技術研究所所長、平成 9 年 10 月に農林水産省を退職された後は、茨城大学農学部教授として平成 15 年 3 月まで教育・研究にあたる。）

※敬称略

6. 第 7 回東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議

- ・日時：平成 23 年 10 月 4 日（火）13:30～15:00
- ・会場：農林水産省 7 階講堂
- ・次第
 - 1 開会
 - 2 筒井農林水産副大臣挨拶
 - 3 議事
 - （1）当省所管業種の原子力損害に対する本賠償請求手続について
 - （2）その他
 - 4 意見交換

5 閉会

今回は東京電力より本賠償手続きについて説明があった。

なお、全農薬は当初からこの連絡会議のメンバーとして参加。

- ・出席者：宮坂技術顧問



○挨拶をする筒井副大臣

○東京電力の説明を聞く関係団体

7.第12回IETセミナー

～環境負荷物質の免疫毒性学的評価～

- ・日時：平成23年10月7日（金）14：00～17：50
- ・会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）（東京都千代田区九段北4-2-25）
- ・次第：
 - 14：00 開会挨拶 理事（総括及び毒性部担当）
 - 14：05～15：30 講演
Recent trends in immunotoxicological evaluation of environmental xenobiotics including pesticides based on histopathology
DR.Susan A.Elmore
National Toxicology Program
National Institute of Environmental Health Sciences U.S.A.
 - 16：00～16：10「農薬の免疫毒性試験ガイドラインの国際動向について」
試験事業部 業務担当部長 小坂 忠司
 - 16：10～16：50「有機塩素系農薬メトキシクロルのマウスを用いた反復投与免疫毒性評価法」
試験事業部 業務担当部長 小坂 忠司
毒性部 病理研究室研究員 大沼 彩
 - 17：00～17：40「免疫攪乱物質暴露により惹起される化学物質アレルギーの修飾作用」
毒性部 免疫・急性毒性研究室研究員 福山 朋季
 - 17：40～17：50 質疑応答
- ・出席者：堀江専務理事、宮坂技術顧問

○世界の先端を行く米国環境健康科学研究所のスーザン・エルモア博士からの免疫毒性の評価法についての紹介と、残留農薬研究所における免疫毒性試験について詳細な報告があった。



○IET セミナーの様子

○情報交換会で挨拶をする寺本理事長

組合員の動き等

1.組合員代表者変更

【大阪府】

○組合員名：大同商事株式会社大阪営業所

・（旧）徳岡良彦 ⇒ （新）森 文男

【広島県】

○組合員名：山陽物産株式会社

・（旧）秋山俊伸（代表取締役会長に就任）⇒ （新）秋山竜一

2.営業所開設

【宮崎県】

○組合員名：株式会社 温仙堂 都城営業所

・住所：〒885-0026 宮崎県都城市大王町42-9

・電話：0986-36-6301、FAX：0986-36-6305

・所長：松崎 昭生

・開所日：平成23年10月3日

3.組合脱退

【島根県】

○組合員名：土田農産(株)（9月30日脱退）

4.組合加入

【島根県】

○三笠産業(株)島根営業所

〒698-0043 島根県益田市中島町口 186-1

・電話：0856-23-6850

・FAX：0856-23-6851

[全国農薬協同組合]

平成23年

- 10月25日（火） 監査会
- 11月15日（火） 第255回理事会
- 11月16日（水） 第46回総会・第34回全国集会・情報交換会（平河町海運クラブ）
- 12月 8日（木） 第256回理事会
- 12月 9日（金） 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

平成24年

(全農薬地区会議)

- 2月7日（火） 北陸地区（金沢市）
- 8日（水） 近畿地区（大阪市）
- 9日（木） 東海地区（名古屋市）
- 14日（火） 関東・甲信越地区（東京都）
- 15日（水） 中国・四国地区（岡山市）
- 16日（木） 九州地区（福岡市）
- 21日（火） 東北地区（盛岡市）
- 23日（木） 北海道（札幌市）

[全国農薬業厚生年金基金]

平成23年

- 11月17日（木） 第59回理事会、第46回代議員会

平成24年

- 2月24日（金） 第60回理事会、第47回代議員会

[その他植防団体総会等]

平成23年

- 11月9日（水） 農薬工業会虫供養会（金龍山浅草寺）

平成24年

- 1月5日（木） 農薬工業会賀詞交歓会



銀座5丁目のユニクロ前のユニークな猫

歩行者天国になると、銀座5丁目のユニクロの前の5丁目地区表示版の上には猫が2匹、顔を洗ったりしながらずっと座っています。

人だかりがしていますので誰にもわかります
招き猫として拝んでいる人もいますので、休日に銀座に行かれたらご覧ください。(M)

全農薬第 34 回安全協全国集会のご案内

全国農薬協同組合及び全国農薬安全指導者協議会では 11 月 16 日（水）に、都内千代田区平河町の「海運クラブ」で第 34 回安全協全国集会を開催いたします。

なお、今回の特別講演は国立医薬品食品衛生研究所の畝山智香子先生による「食品安全情報の正確な理解に向けて」と題してご講演頂きます。

通常、なかなか聴くことのできない講演なので多数の皆さんのご参加をお願いします。

○演題：「食品安全情報の正確な理解に向けて」

○時間：15 時 15 分から 16 時 45 分(90 分)

○会場：海運クラブ（平河町海運ビル 2 階）案内図参照

◎ 全農薬第 34 回安全協全国集会会場案内図

○ 海運クラブ（海運ビル 2F）



〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

Tel.03-3264-1825 Fax.03-3221-0228

◆東京メトロ 半蔵門線・有楽町線・南北線「永田町」4、5 番出口より徒歩 1 分

◆東京メトロ 銀座線・丸の内線「赤坂見附駅」D（弁慶橋）出口より徒歩 5 分

農水省等行政からのお知らせ

1.平成23年度植物防疫地区別協議会（植物防疫ブロック会議）開催予定

開催年月日	開催会議名	開催場所（会場）・連絡先
11月10日(木)13:00－17:00 ～11日(金)9:00－12:00	植物防疫九州・沖縄地区協議会	会場名：大分県労働福祉会館 住 所：大分県大分市中央町4-2-5 電 話：097-533-1121
11月15日(火)13:00－17:00 ～16日(水)9:00－12:00	植物防疫中四国地区検討会	会場名：とくぎんトモニプラザ 住 所：徳島県徳島市徳島町城内2番地1 電 話：088-625-3852
11月17日(木)13:30－17:30 ～18日(金)9:00－12:00	北海道・東北地区植物防疫協議会	会場名：ホテル東日本 住 所：岩手県盛岡市 電 話：019-625-2131
11月21日(木)13:20－17:15 ～22日(金)9:00－12:00	植物防疫北陸地区協議会	会場名：近江町交流プラザ 住 所：石川県金沢市 電 話：076-260-6722
11月21日(月)13:30－17:30 ～22日(火)9:00－12:00	東海・近畿地区植物防疫事業検討会	会場名：ルビノ京都堀川 住 所：京都市上京区東堀川通下長者町下ル 電 話：075-432-6161（代表）
11月25日(金)10:30－17:45	関東地区植物防疫協議会	会場名：さいたま合同庁舎2号館会議室 住 所：さいたま市中央区新都心2-1 電 話：048-740-0101

注：共通議題「薬剤抵抗性病害虫対策に係る調査について」

2.東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる除草剤散布の指導について



23消安第3609号
平成23年10月11日

東北農政局消費・安全部長殿
関東農政局消費・安全部長殿

消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局植物防疫課長

東日本大震災により津波被害を受けた農地における無人ヘリコプターによる 除草剤散布の指導について

東日本大震災により津波被害を受けた地域では、瓦礫等により管理できない農地に多様な雑草が繁茂しているため、農地の管理がさらに困難となっている。農地の復旧のためには、まずは除草が必要であるが、瓦礫等が点在していること等で除草剤の地上散布ができず、空中散布に頼らざるを得ない農地もあるため、非選択性除草剤の無人ヘリコプターによる散布が必要とされている。

このような状況に対応するため、下記の1の農薬（以下「本剤」という。）について、①使用可能な場所を、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県内で東日本大震災により津波被害を受けた農地及びその農地に隣接する道路、のり面、堤とう等に限ること、②使用方法を、無人ヘリコプターによる雑草茎葉散布に限ることを条件として、本日付けで農林水産大臣による登録がされたところである。ついては、以上の経緯を十分踏まえ、本剤は、地上散布による除草ができず、空中散布に頼らざるを得ない農地においてのみ使用するよう徹底するとともに、その使用の際には、飛散による周辺農作物等への影響を防ぐため、下記の2に掲げる事項に十分に留意した上で、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）等に基づく安全対策を遵守し、安全かつ適正に実施されるよう、〔青森県、岩手県、宮城県及び福島県〕【茨城県及び千葉県】に対し指導をお願いする。

また、〔青森県、岩手県、宮城県及び福島県〕【茨城県及び千葉県】以外の貴局管内〔県〕【都県】に対しても、情報提供をお願いする。

記

1 専用登録剤

(1) ①登録番号：第22973号

②農薬の種類及び名称

種類：グルホシネートPナトリウム塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用ザクサ液剤

(2) ①登録番号：第22974号

②農薬の種類及び名称

種類：グリホサートイソプロピルアミン塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用草枯らしM I C

(3) ①登録番号：第22975号

②農薬の種類及び名称

種類：グリホサートカリウム塩液剤

名称：東日本大震災により津波被害を受けた農地専用ラウンドアップマックスロード

2 留意事項

本剤を散布するに当たって、実施主体は以下の事項に留意すること。

- (1) 本剤ラベルの記載事項を遵守して使用すること。特に本剤の散布には専用ノズルを使用し、また、無人ヘリコプターの散布装置は、本剤専用とし、他薬剤散布には使用しないこと。
- (2) 市町村等と連携し、本剤散布の必要性、飛散防止対策等について、地権者及び周辺住民に事前に説明し、可能な限り同意を得た後に散布の実施計画を策定すること。さらに、散布の実施に際し、事前周知を図った上で実施すること。
- (3) 飛散防止対策を強化すること。技術的対策については、専門機関の助言を受けること。
- (4) 無人ヘリコプターの操作要員は、十分な操作技術を有し、本剤の散布に関する技術を修得している者とする。
- (5) 無人ヘリコプターの操作要員及び作業を補助する者は、本剤の特性を十分理解している者とする。
- (6) 次表の基準により散布すること

適 用 作 物	作 業 名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散布装置 の 方 式	備 考
水田作物、 畑作物 (休耕田)	除 草	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5 7.5	RMAX AYH-3 YH300	専用ノズル	

注：(1) 飛行高度は、作物上の高さをいう。

(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整すること。

(3) 適用機種は、型式名により示している。

(4) 適用機種のうち、RMAX には、RMAX、RMAX Type II 及び RMAX Type II G の3機種を含む。

(施行注意)

1. □ 内は東北農政局消費・安全部長宛てに付する。
2. 【】 内は関東農政局消費・安全部長宛てに付する。

3.平成 23 年産米穀の飼料利用について

農林水産省は、平成 23 年産米穀であって家畜の飼料として利用するものの流通・利用について、農業者、流通業者等への指導を徹底するため、10 月 6 日、農政局に対して通知を発出しました。



23 生畜第 1438 号

平成 23 年 10 月 6 日

東北農政局生産部長

関東農政局生産部長 殿

北陸農政局生産部長

生産局畜産部畜産振興課長

農 産 部 穀 物 課 長

平成 23 年産米穀の飼料利用について

このことについて、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故後に作付けされた飼料作物については、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成 23 年 8 月 19 日付け 23 生畜第 1212 号生産局畜産振興課長通知）により、流通・利用の自粛及びその解除等について指導いただいているところです。

今般、平成 23 年産米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀をいう。以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、原則として、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職より貴局管内の各県に対し通知するとともに、農業者、流通業者等に対して、徹底するよう指導願います。

記

1 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 23 年 8 月 4 日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質調査（以下「玄米調査」という。）の結果が明らかとなるまでの間は、当該市町村の米について、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷を自粛するよう飼料利用米の生産者（飼料利用米を自家生産する畜産農家を含む。）及び流通業者に対し、改めて指導する。

2 玄米調査の結果、米の出荷・販売が可能となった試料の採取を行った区域（旧市町村に 1 点の試料採取を行った場合は当該旧市町村の区域、以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛が解除できることとする。

3 玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政産第 99 号、23 水推第 418 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の 1 の（2）に規定される牛、馬、豚、家さん等用飼料中に含まれることが許容される最大値をいう。以下同じ。）以下となった玄米調査を行った区域の飼料利用米のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。

4 また、もみ米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体利用する場合は、関係都県において次の取組について、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。

（1）玄米に対するもみ米の濃度比

23 年産の稲を用いて、玄米及びもみがらの放射性セシウム濃度を測定した結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみ米中の放射性セシウム濃度の比率（以下、「濃度比」という。）は、データのばらつき等を考慮して、「1.5」を用いることが適当である。

（2）玄米調査の結果を用いたもみ米の放射性セシウム濃度の算出方法もみ米の放射性セシウム濃度は、玄米調査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比を乗じることにより算出する。

なお、実際にもみ米の放射性セシウム濃度を玄米調査を行った区域において測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。

（3）飼料利用の可否の判断

関係都県は、玄米調査の試料の採取を行った区域において、上記の算出方法により算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えない場合のみ、当該区域のもみ米を単体利用するよう指導する。

5 本通知に基づき指導対象となる米穀は、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀とすることを踏まえ、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意する。

4.「平成 23 年度病害虫発生予報 第 8 号」の発表について

平成 23 年 10 月 6 日

農林水産省

向こう 1 か月の主要な病害虫の発生予察情報については、次のとおりです。大豆では、ハスモンヨトウ及び吸実性カメムシ類の発生が多くなると予想されます。

野菜類では、ハスモンヨトウ及びタバコガ類の発生が多くなると予想されます。これらの害虫の早期発見に努め、適期に薬剤防除を実施してください。

病害虫防除に関する留意点

病害虫防除を効果的に実施するためには、病害虫の発生状況を的確に把握し、適期の防除につなげることが大切です。病害虫の発生は天候の影響を大きく受けるので、天候の状況に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報に基づき、地域ごとの防除基準に従って防除を実施してください。

薬剤防除を実施する場合には、適切な薬剤を選択するとともに、病害虫が薬剤抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避けてください。また、農薬の使用基準を遵守し、散布対象外の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じてください。

東日本大震災の影響等により作付けが困難となった地域では、ほ場の管理が行えないことから、雑草の繁茂等により作物を加害する病害虫が発生することが考えられます。そのため、周辺で作付けが行われる地域では、ほ場観察を綿密に行い、状況に応じて防除ができるよう病害虫の発生状況に注意してください。

大豆

ハスモンヨトウの発生は、関東及び北陸の一部地域で「多い」、近畿及び九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。ほ場の観察を行って、早期発見に努め、適期に薬剤防除を実施してください。べと病の発生は、関東及び九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。本病は、温暖・多湿条件で発生が助長されます。水はけの悪いほ場では速やかに排水を行う等の措置を行い、発生に応じて薬剤防除を実施してください。

吸実性カメムシ類の発生は、北関東、東海及び近畿の一部地域で「多い」、東北及び北九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。ほ場の観察を行い本害虫の飛来を認めたら、適期に薬剤防除を実施してください。

野菜・花き

露地栽培

ほ場観察を行い病害虫の早期発見に努め、発生を認めた場合は適期に薬剤防除を実施してください。

施設栽培

ウイルス病を媒介するアザミウマ類、コナジラミ類等の施設内への侵入及び野外への飛び出しを防止するため、施設の開口部に防虫ネット等を設置するなどの対策を実施してください。また、雑草はこれらの害虫の発生源となりますので、施設内及び周辺の定期的な除草に努めてください。

栽培終了後は蒸し込み処理等を行い、作物残渣中の生存虫を死滅させてから搬出し、確実に処分してください。

発生が多い・やや多いと予想される病害虫及び地域

作物名	病害虫名	発生が「多い」地域	発生が「やや多い」地域
キャベツ	黒腐病		甲信
トマト	コナジラミ類		甲信

ナス	アザミウマ類	北関東、北九州	
〃	アブラムシ類	北関東	
〃	コナジラミ類		南関東、北九州
イチゴ	アブラムシ類	北関東	
〃	ハダニ類		北関東、南九州
〃	炭そ病	北関東	東海、北九州
ネギ	アザミウマ類	南関東	東海
〃	アブラムシ類		北関東
〃	黒斑病		南関東
キク	アザミウマ類		北関東
〃	アブラムシ類	北関東	
〃	ハダニ類	北関東	
野菜共通	タバコガ類	南関東、近畿	甲信、南九州
〃	ハスモンヨトウ	関東	北陸、近畿、南九州

果樹・茶

果樹共通

果樹カメムシ類の発生は、南関東の一部地域で「やや多い」と予想されます。本害虫は、園地周辺の山林から飛来してくるので、例年カメムシ類の被害が多い園地や、山林に隣接した園地では、園内の観察をきめ細かく行ってください。また、飛来が認められた場合は、飛来初期からの防除を実施してください。

東日本大震災の影響等で園地の管理が行えない地域では、病害虫の発生が多くなることが懸念されます。隣接した地域では、園内の観察をきめ細かく行い、病害虫の侵入及び発生に注意してください。

かんきつ

ミカンハダニの発生は、南関東及び南九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。園内の観察をきめ細かく行い、適期に薬剤防除を実施してください。

茶

チャノコカクモンハマキの発生は、南九州の一部地域で「多い」、東海の一部地域で「やや多い」、チャハマキの発生は、南九州の一部地域で「多い」と予想されます。これらの害虫の多発生が予想される園地では、地域の予察灯やフェロモントラップでの誘殺状況を参考に、秋冬番茶摘採後、薬剤防除を実施してください。

平成 23 年 9 月 7 日以降、都道府県が発表している警報、注意報及び特殊報は下記のとおりです。

警報

重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表します。発表なし。

注意報

警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表します。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
9月13日	滋賀県	大豆、野菜類、花き類	オオタバコガ
9月16日	和歌山県	カンキツ	果樹カメムシ類
9月30日	神奈川県	野菜類、花き類	ハスモンヨトウ
10月5日	愛知県	大豆	吸実性カメムシ類

特殊報

新奇な有害動植物を発見した場合及び重要な有害動植物の発消長に特異な現象が認められた場合に発表します。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
9月13日	佐賀県	日本なし	チュウゴクナシキジラミ
9月13日	三重県	キツタ属観葉植物	アカアシカタゾウムシ属の一種
9月14日	千葉県	なし	ナシシンクイタマバエ
9月15日	岐阜県	りんご	リンゴハナゾウムシ
9月20日	島根県	すもも	スモモ斑入果病

用語解説

地域

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北東北：青森県、岩手県、秋田県

南東北：宮城県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東：茨城県、栃木県、群馬県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

甲信：山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

発生量（程度）

多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅

やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅

平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅

やや少ない（やや低い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅

少ない（低い）：やや少ないの外側 10%の度数の入る幅

（平年値は過去 10 年間の平均）

平成 23 年度病害虫発生予報の発表予定

第 9 号：11 月 10 日（木曜日）

第 10 号：2 月 16 日（木曜日）

（参考）

これまでの発表：第 1 号：4 月 21 日（木曜日）第 2 号：5 月 19 日（木曜日）第 3 号：6 月 16 日（木曜日）第 4 号：7 月 7 日（木曜日）第 5 号：7 月 21 日（木曜日）第 6 号：8 月 11 日（木曜日）第 7 号：9 月 8 日（木曜日）

— お問い合わせ先 —

消費・安全局植物防疫課

担当者：防除班 黒谷、後藤

代表：03-3502-8111（内線 4562）

ダイヤルイン：03-3502-5976

FAX：03-3502-3386



5.平成24年度予算概算要求の概要（.農産安全管理課・植物防疫課関連）

次ページから掲載しております。

農薬の適正使用等の総合的な推進（継続）

【消費・安全対策交付金 2, 264（3, 023）百万円の内数】

対策のポイント

農薬使用者等への農薬の適正使用・管理の徹底に向けた取組及び作物残留性試験の科学的信頼性向上に資する研修等を支援します。

<背景／課題>

- ・営農形態が多様化する中で、農薬を適正かつ安全に取り扱い、農産物の安全を確保するためには、農薬使用者等への農薬の適正使用等の周知及び知識の向上や、農薬適正使用アドバイザー等の人材育成が必要です。
- ・また、農薬の飛散防止対策等を適切に行うためには、生産現場における農薬の使用実態と残留状況を把握することが重要です。
- ・さらに、農薬の残留基準値超過等の問題が発生した時には、その原因究明及び再発防止策の現地導入が必要となります。
- ・加えて、農薬登録に係る作物残留性試験の信頼性確保の観点から海外で導入されている G L P（Good Laboratory Practice）を、本年4月から我が国でも導入したため、試験実施機関の体制整備が急務となっています。

政策目標

安全な農薬の供給及び適正な使用の確保を通じた農畜水産物の安全の確保

<内容>

1. 事業内容

（1）農薬の適正使用・管理の徹底

農薬の適正使用・管理に係る指導を徹底するための取組を推進します。

- ① 農薬使用者や農薬販売者への講習・指導及び農薬適正使用アドバイザーの育成等
- ② 農薬の飛散状況、農作物及び土壌等への残留状況等の調査及び分析機器の整備への支援
- ③ 土壌調査やモニタリングによる実態把握を通じた原因究明及び残留防止等対策の評価・検証の実施
- ④ 埋設農薬の処理に係る行動計画等の管理

（2）作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局農産安全管理課（03-3501-3965（直））]

放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策

【744百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安全を確保するため、農畜産物等の放射性物質濃度の調査等を実施するとともに、リスク管理措置の検証に必要な実態調査を行います。

<背景／課題>

- 平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、①農畜産物・農地土壌等の放射性物質による影響の実態調査、②食品衛生法上の暫定規制値を超える農畜産物の流通防止のための放射性物質濃度の調査を実施してきたところです。
- 引き続き、農畜産物の安全確保・消費者への健康被害の未然防止の観点から、これらについて放射性物質濃度の調査等を行い、的確な取組を進めていく必要があります。

政策目標

農畜産物・農地土壌等に含まれる放射性物質の濃度を調査し、農畜産物等の安全を確保するための的確な取組を支援

<主な内容>

1. 農畜産物等の放射性物質濃度の調査

641百万円

農畜産物・農地土壌等の放射性物質濃度の調査を実施するとともに、都道府県等における検査機器の整備等を支援します。

交付率：定額（1／2以内）等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、農業者団体等

2. 飼料及び肥料等の放射性物質の実態調査

103百万円

飼料の基準値設定や肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的データを収集するための試験や実態調査を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585（直））
- 2の事業 消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-1708（直））

輸入栽培用種子中の 未承認遺伝子組換え体検査対策事業委託費（新規）

【16(0)百万円】

対策のポイント

輸入栽培用種子への未承認遺伝子組換え体の混入による我が国の生物多様性への影響を防止するため、国際的にも通用する検査法の確立を図ります。

<背景／課題>

- ・海外で遺伝子組換え農作物の栽培面積が増加するなか、特に途上国において、栽培面積の増加が顕著となるとともに独自の開発が進んでおり、我が国未承認の遺伝子組換え体が輸入栽培用種子に交雑等により混入する潜在的危険性は高まっています。
- ・輸入された栽培用種子は国内に広く販売されるため、未承認の遺伝子組換え体が混入し栽培された場合には、その伐採や廃棄などの対応が必要となり、食料供給にも多大に影響します。
- ・このため、輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体を検出可能な、国際的な係争にも耐えうる科学的信頼性の高い検査法を用意し、必要に応じて速やかに水際検査を開始できるよう準備しておく必要があります。

政策目標

国際的にも通用する検査法を確立し、必要に応じ速やかに輸入栽培用種子の水際検査を実施

<内容>

1. 事業内容

(1) 未承認遺伝子組換え体の検査法開発に必要な情報の整理 7(0)百万円

海外の論文情報やデータベースから、導入遺伝子、宿主特定のために不可欠な遺伝子の情報を収集し、これらの情報を基に検査用試薬を作成し、検査法を開発します。

(2) 栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体の検査法の確立 9(0)百万円

係争にも通用する検査法を確立するため、国際的なガイドラインに則った検査法の検証試験を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成24年度～28年度

お問い合わせ先：

消費・安全局 農産安全管理課 (03-6744-2102 (直))

食の生産資材安全確保対策事業のうち
生産資材安全確保調査・試験事業委託費（拡充）

【3.1.6(309) 百万円】

【上記のほか復旧・復興対策分 45百万円】

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料の調査・試験を実施します。

<背景／課題>

- ・飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料は、適切に使用しなければ家畜やヒト等の健康、農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれもあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しを行うために、その基礎となる科学データを収集します。
- ・福島第一原子力発電所事故をうけて、放射性物質に係る飼料の基準値設定や肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的なデータを収集します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるために、生産資材に関する規制の基礎となる科学データを収集

<内容>

1. 事業内容

生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しのために必要な調査・試験

(1) 飼料及び動物用医薬品に関する調査・試験の実施

- ① 飼料及び動物用医薬品の基準及び規格の設定等に必要な調査・試験
- ② 動物用医薬品等に起因する薬剤耐性菌のモニタリングの強化のための調査・試験
- ③ 緊急時に大量使用される防疫資材の環境影響等の調査・試験

(2) 農薬及び肥料に関する調査・試験の実施

- ① 農薬的な資材に含有している可能性のある農薬成分を同定するためのスクリーニング試験
- ② 農薬の暴露状況に合わせた使用者の防護装備の見直しや農薬の残留実態を反映した適用作物の分類検討に向けた調査
- ③ し尿処理等で生じる汚泥肥料中の重金属を適切に管理するための調査

(3) 肥料等の放射性物質の実態調査

放射性物質等の有害成分を含む肥料の検査法等を策定するための調査・試験

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成18年度～26年度

お問い合わせ先：

(1) の事業 消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2104(直))

(2)(3) の事業 農産安全管理課 (03-3591-6585(直))

食の生産資材安全確保対策事業のうち
生産資材安全確保推進事業費（継続）

【289（322）百万円】

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料の分析・試験方法の開発・調査等の実施を支援します。

<背景／課題>

- ・飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料は、適切に使用しなければ家畜やヒト等の健康、農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれもあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しを行い、安全な農畜水産物を安定的に供給するため、その基礎となる科学データを収集します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるために、生産資材に関する規制の基礎となる科学データを収集

<内容>

1. 事業内容

生産資材の的確なリスク管理を推進するために必要な取組の支援

（1）飼料及び動物用医薬品に関する取組の支援

- ① 遺伝子検出技術を活用した効率的な菌分離法及び薬剤耐性菌分析法の開発
- ② 飼料中の有害化学物質の分析法の開発
- ③ 薬剤耐性菌の発現要因を特定するための試験の実施

（2）農薬に関する取組の支援

- ① 飼料の給与を通じた畜産物中の農薬の残留量を把握するための試験方法の開発
- ② 前作で使用された農薬が土壌中に残留し、次に栽培する作物中に吸収され残留する量等を把握するための試験方法の開発
- ③ 加工調理による農薬の残留量の変化を把握するための試験方法の開発

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成21年度～25年度

お問い合わせ先：

（1）の事業：消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2104（直））

（2）の事業：農産安全管理課（03-3591-6585（直））

平成24年度歳出予算参考資料目次

	頁
【(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費】	
●委託費	
消費・安全対策調査等事業委託費	
発生予察の手法検討事業委託費	1
●交付金等	
食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金	
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	
・病害虫の防除の推進	3
・重要病害虫の特別防除等	5
植物防疫事業交付金	7
【(項)沖縄農業振興費】	
特殊病害虫特別防除事業費(内閣府沖縄振興局計上)	9
【(項)農林水産本省検査指導所】	
植物防疫所の検疫事業費(事務費)	11



チャバネアオカメムシ

発生予察の手法検討事業委託費（継続）

【65（75）百万円】

対策のポイント

従来の防除対策では防除が困難な病害虫について、発生予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに総合的な防除対策の構築を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、新たな病害虫の出現や気温上昇に伴った発生状況の変化が顕在化する中、よりの確な発生予察情報の提供による、効率的・効果的な防除の実施が求められています。
- ・このため、農業生産環境の変化や新たな病害虫の生理・生態の解明等を踏まえ、発生予察手法の新規策定、既存手法の改良を行うとともに、的確な発生予察情報に基づく、効率的・効果的な防除が可能となる防除技術等を確立する必要があります。

政策目標

的確な発生予察情報の提供を行うことのできる予察手法の策定と発生予察情報に基づく効率的・効果的な病害虫防除が可能となる防除技術等の確立

<内容>

1. 事業内容

新たに開発された技術や病害虫の発生生態等の知見を利用し、発生予察対象病害虫の見直しや、IPM*の考え方に基づく、的確な病害虫防除に必要な予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに、発生予察情報に基づく効率的・効果的な病害虫防除が可能となる防除技術等を確立します。

（IPMとは）

環境に配慮した農業生産を実現するため、①予防：病害虫・雑草が発生しにくい環境づくり、②判断：予察情報等による防除要否の判断、③防除：多様な方法の組み合わせによる防除の3原則に基づく病害虫対策のこと。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成22年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-3382（直））]

発生予察の手法検討事業

従来の防除対策では防除が困難な病害虫について、発生予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに総合的な防除対策の構築を図ります。

〔発生予察とは……〕

病害虫の現時点での発生状況を的確に把握・解析し、将来のある時点における発生程度や発生量を予測する技術

民間研究機関等において、発生予察手法の高度化が必要な病害虫を対象とし、新たな知見等の研究成果を踏まえ、生産圃場等での発生動向を調査し、調査結果を分析することにより調査手法の改良を行うとともに、発生予察情報に基づく効率的・効果的な病害虫防除が可能となる防除技術等を確立します。

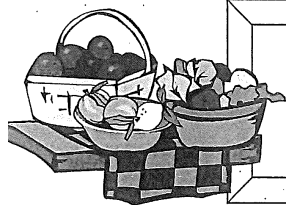


ミカンキイロアザミウマ

より適確な発生予察に基づく
適時適確な防除の実施



タバココナジラミ



病害虫のまん延防止
食料の安定供給

病虫害の防除の推進（継続）

【消費・安全対策交付金 2, 264（3, 023）百万円の内数】

対策のポイント

環境に配慮した病虫害管理体制を構築するとともに、従来手法では防除が困難な病虫害への対策のため、IPMの全国的な普及・定着を図ります。

<背景／課題>

- ・環境に配慮した農業生産を実現するため、①予防、②判断、③防除の3原則に基づく総合的病虫害・雑草管理「IPM」を推進しています。
- ・近年、野菜類等のウイルス病が急速に拡大し被害が発生する中、タバコナジラミ類等のウイルス媒介虫を的確に防除するため、新たなIPM防除対策が求められています。

政策目標

先進技術を活用した総合防除体系の確立

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 先進技術を活用した総合防除体系の確立

研究開発等で得られた病虫害の生態などの最新の知見や技術を活用し、栽培管理地以外での病虫害の発生を抑制する管理方法などを策定し、新たなIPM防除体系を構築します。

(2) 病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立

IPMに自主的に取組む実践地区の育成や、天敵・フェロモンなどを利用した防除体系の確立・導入に取り組めます。

2. 事業実施主体 都道府県、農業者団体

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-3382（直））]

病虫害の防除の推進

環境に配慮した病虫害管理体制を構築するとともに、従来の防除対策では防除が困難な病虫害への対策のため、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の全国的な普及・定着を図ります。

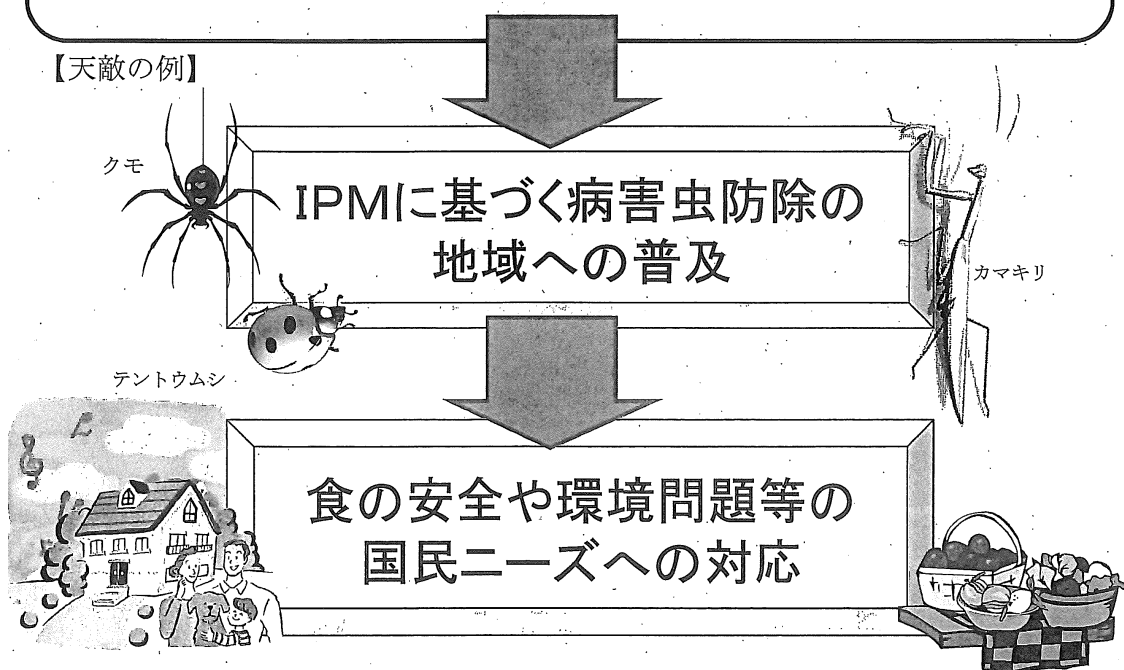
IPMとは……

①予防:病虫害・雑草が発生しにくい環境づくり、②判断:予察情報等による防除要否の判断、③防除:多様な方法の組み合わせによる防除の3原則に基づく総合的な病虫害・雑草管理手法

【事業内容】

1. 先進技術を活用した総合防除体系の確立
2. 病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立

【天敵の例】



重要病害虫の特別防除等（拡充）

【消費・安全対策交付金 2, 264（3, 023）百万円の内数】

対策のポイント

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫の侵入防止を図るとともに、発生地域においては防除対策を確実に講じます。

<背景／課題>

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫が我が国に侵入・まん延しないよう、早期発見に努めるとともに、万が一侵入した場合には根絶、発生地域内への封じ込め、発生密度の抑制等の防除対策を確実に講じる必要があります。

特に、平成21年4月に東京都青梅市等のウメで発生を確認したモモヤスモモ等に甚大な被害を与えるプラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）については、植物防疫法に基づく緊急防除により、的確な封じ込めと感染植物の処分を早急に実施し、早期根絶を図る必要があります。

政策目標

- 我が国未発生 of 病害虫が侵入した場合の早期発見
- 我が国未発生又は一部に発生している病害虫の根絶・まん延防止
- 輸出相手国の植物検疫条件をクリアするための病害虫の発生調査・防除

<主な内容>

1. 事業内容

（1）病害虫の侵入防止措置

我が国が侵入を警戒している病害虫の早期発見を図るための発生調査を強化します。

（2）病害虫のまん延防止措置

我が国未発生又は国内の一部にのみ発生している病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与えるおそれがある場合、これらの根絶又はまん延防止を図るために緊急防除等を行います。特に、プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）の根絶を目指した防除等を強力に推進します。

（3）農産物の輸出解禁要請に当たっての病害虫調査

我が国に発生している病害虫が侵入することを警戒し、我が国からの農産物の輸入を禁止している国があります。このため、相手国の植物検疫条件をクリアするために必要な病害虫調査、防除法の確立を行います。また、アジア型マイマイガの低発生地域確立に向けた発生調査、防除等を行います。

2. 事業実施主体

地方公共団体等

3. 交付率

定額（10/10、9/10以内、1/2以内）

4. 事業実施期間

平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976（直））]

重要病害虫の特別防除等



病害虫の侵入防止措置

我が国未発生で侵入を警戒している病害虫の早期発見を図るための調査を行います。

(例)

- ・ウリミバエ・ミカンコミバエ
- ・ポテトスビンドルチュエーバーウイルス
- ・ウイロイド (PSTVd)



病害虫のまん延防止措置

我が国未発生または国内の一部にのみ発生している病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの根絶又はまん延防止を図るために緊急防除等を行います。

(例)

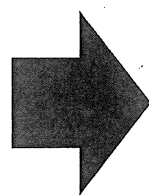
- ・プラムポックスウイルス (ウメ輪紋ウイルス)
- ・カンキツグリーニング病菌
- ・アリモドキゾウムシ

農産物の輸出解禁要請に当たっての病害虫調査

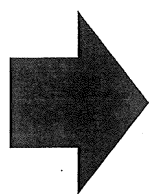
我が国に発生している病害虫が侵入することを警戒し、我が国からの農産物の輸入を規制している国があります。このため、相手国の植物検疫条件をクリアするために必要な病害虫調査、防除法の確立を行います。

(例)

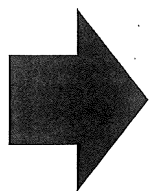
- ・アジア型マイマイガ



我が国未発生の病害虫が侵入した場合の早期発見



我が国未発生又は国内の一部に発生している病害虫の根絶、まん延を防止し、被害を低減



輸出相手国の検疫条件をクリアし、輸出を円滑化

植物防疫事業交付金（継続）

【298（308）百万円】

対策のポイント

我が国全体の農業生産の安全を確保するため、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止します。

<背景／課題>

- ・農業生産に重大な損害を与える病害虫は、県境を越えてまん延するおそれがあり、国と都道府県が協力して病害虫の発生動向を把握し、適切に防除を行うことが必要です。
- ・このため、都道府県が設置する病害虫防除所の適切な運営を図るとともに、病害虫発生予察事業を実施することが重要です。

政策目標

防除を要する病害虫の発生予察情報の農業者への提供

<主な内容>

1. 事業内容

（1）発生予察事業の実施

全国的に分布し急激にまん延する傾向のある病害虫の発生動向や気象情報等を調査し、その結果から、病害虫の情報（発生動向、防除対策）を農業者等に提供する発生予察事業を実施して、病害虫の発生を抑制し、まん延を防止します。

（2）都道府県病害虫防除所の運営

都道府県において、病害虫のまん延防止等の植物防疫行政を適切に実施するため、都道府県が設置する病害虫防除所において、植物検疫や防除の企画に関する事務、農業者等が行う防除に対する指導に関する事務等を実施します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 交付率 定額

4. 事業実施期間 昭和60年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-3382（直））]

特殊病害虫特別防除事業費（拡充）
（内閣府沖縄振興局計上）

【1, 224(1, 091) 百万円】

対策のポイント

- ・ 沖縄県で根絶に成功したミバエ類の再侵入防止対策を実施します。
- ・ アリモドキゾウムシ等の根絶に向けた防除を実施します。

<背景／課題>

- ・ 沖縄県で根絶に成功したウリミバエ・ミカンコミバエ種群については、地勢的要因により、再侵入の危険性が非常に高いことから、侵入・まん延による農業被害を未然に防ぐために再侵入防止対策が必要です。
- ・ 沖縄県には、本土に未発生であるアリモドキゾウムシ等の害虫が発生しており、さつまいも等の寄主植物に著しい被害を与えています。これら害虫の発生を放置することは、未発生地域へのまん延の危険性を増大させることとなりますので、根絶又はまん延防止に向けた防除が必要です。

政策目標

沖縄県全域においてウリミバエ・ミカンコミバエ種群の再侵入を防止するとともに、久米島及び津堅島においてアリモドキゾウムシ・イモゾウムシを根絶

<主な内容>

1. ウリミバエ等の再侵入防止

沖縄県全域においてウリミバエ・ミカンコミバエ種群の侵入警戒調査を実施するとともに、侵入の危険性が高い地域において不妊虫放飼法等による再侵入防止対策を実施します。また、ウリミバエ等の不妊虫を計画的に生産するために、線源ユニットの更新を行います。

2. 移動規制害虫等特別防除の実施

アリモドキゾウムシ・イモゾウムシについて、不妊虫放飼法等による根絶防除を実施するとともに、アフリカマイマイ及びナスミバエについて、薬剤散布等によるまん延防止を図ります。

補助率：10／10以内、9／10以内、定額
事業実施主体：沖縄県

お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976（直））
内閣府沖縄振興局参事官（振興第二担当）（03-3581-0791（直））

植物防疫所の検疫事業費（拡充）

【1, 247（1, 366）百万円】

対策のポイント

病害虫の我が国への侵入・まん延を防止するため、植物検疫の充実強化を図ります。

<背景／課題>

我が国への輸入農産物の品目・数量の増加及び輸送手段の多様化に伴い、病害虫が我が国へ侵入する可能性が高まっています。植物防疫所においては、植物防疫官を適切に配置し、植物検疫の充実強化を図り、植物の病害虫の侵入・まん延を防止します。

政策目標

- 病害虫リスク分析の精度・信頼性の向上
- 新たに発生した重要な病害虫の早期撲滅、まん延防止
- 輸出促進を志向する産地への支援

<主な内容>

1. 病害虫リスク分析の実施の推進

適切な検疫措置の導入に資するため、世界的文献データベースを活用し、専門家の助言や評価を受けつつ、最新の科学的知見に基づく病害虫リスク分析（PRA）を計画的に実施します。

2. 緊急防除等対策

プラムポックスウイルス、カンキツグリーニング病などの新たに発生した重要な病害虫の早期撲滅やまん延防止を図るため、病害虫の発生調査や検定等を迅速かつ的確に実施します。

3. 農産物の輸出検査体制の強化

集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、農産物の輸出を志向する産地に対して、相手国の病害虫の検疫措置に関する説明会等を通じ、植物検疫面からの助言及び指導を実施します。

<事業実施主体>

植物防疫所

〔お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976（直））〕

セロシア（ケロシア）

和名：ノゲイトウ、学名：*Celosia argentea* でヒユ科の一年生植物。

一般には *C. argentea* f. *cristata* (シノニム *C. argentea* var. *cristata*) と呼ばれる。学名はギリシア語の Keleos (燃焼) に由来し、ケイトウの花が燃え盛る炎を彷彿とさせるのが根拠と言われている。花形は花冠の形によって変わり、花冠が大きく花序が扁平なトサカ系、先が槍のように尖るチャイルジー系、球状になる久留米系、羽毛状になるプルモーサ系など、非常に多彩で変化に富んでいます。また、名前の由来も中国では「鶏冠」、英名も「cocks comb (コックスコム)」”おんどりのトサカ”。ちなみにイギリス・フランス・ドイツなどでも同じように”おんどりのトサカ”です。これは植物学者リンネが与えた学名がそのまま一般名になったからだといわれています。

夏から秋にかけ、赤・桃色・黄色などの花穂ができる。花期は 9 月から 11 月頃。原産地はアジア、アフリカの熱帯地方と推定され、日本には奈良時代に中国を経由して渡来した。かつては韓藍（カラアイ）と呼ばれていた。花の色は赤や黄色を基調とするが、橙、紫、ピンクなどさまざまな色の園芸品種がある。栽培にあたっては移植を嫌うので直蒔きする。種は嫌光性で、日光の当る場所では発芽しない。アルカリ性の土壌を好み、栽培は簡単である。園芸種のほとんどは日本でつくられた。

銀座のミキモトの花壇ではきれいに植えられたセロシアが満開である。(10.10 撮影)



○ 花言葉：気取り、おしゃれ。

「気取りとは」辞書を引くと体裁を繕うこと、もったいぶること。等が載っている。花冠がピロードのように輝いていることから気取り屋を思い浮かべることが出来る。

気取ってもおしゃれでもいいのではないのでしょうか？
綺麗なら。



○マドリッドの海軍博物館「人形の兵隊」



○銀座ミキモトの花壇（セロシアとコスモス）

